



### 公的年金はみんなが加入し支え合う制度です

公的年金の制度とは、年老いたときやいざというときの生活を、働いている世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金制度に加入して保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やけがで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

- 日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方に、国民年金への加入が法律で義務づけられています。
- 原則的には保険料を納めなければ年金を受け取ることはできません。しかし、低所得などにより保険料を納めることが困難な方のために、保険料免除制度があります。

### 「世代間扶養」という考えのもと、世代と世代が支え合っています

公的年金は、現役世代が両親世代を支えるため、保険料納付の義務を果たし、将来は子ども世代に支えてもらうという世代間扶養の仕組みです。

自分が老後受け取る年金の額は、現役世代にどれだけ老後世代を支えたか（加入期間や支払った保険料）に応じて決まる仕組みになっています。

## 平成31年度国民年金保険料は、月額16,410円です

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

### 自動車税・自動車取得税の減免について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方もしくは常時介護者が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車（営業用の自動車を除きます。）を利用している場合で、その障害の程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により自動車税・自動車取得税のうち、一定額の減免を受けることができます。

また、すでに減免を受けている場合には、5月に東青地域県民局県税部から前年度の申請内容が記載された「自動車税減免予定通知書」が郵送されますので、記載内容に変更・誤りがないか確認してください。申請した内容に変更があった場合は、申請事項の変更の手続きが必要です。

自動車税などの減免に関する詳細については、下北地域県民局県税部までお問合せください。

【お問合せ】 下北地域県民局県税部納税管理課

☎22-8581（内線210、211）